

# 三田市自転車等駐車場及び新三田駅前駐車場有料広告物掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき市営駐輪場・駐車場(以下「駐輪場等」という。)に掲出する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲出の範囲)

第2条 駐輪場等に掲出できる広告は、市の公共施設としての品位及びイメージを損なわないものにするとともに、市民の福祉、市民生活の利便性等を考慮し、要綱第3条の規定に掲げる要件に該当しないものとする。

(広告の大きさ及び掲出位置)

第3条 広告の掲出位置並びに大きさは、別記1・2のとおりとする。

(屋外に掲出する際の手続き)

第4条 屋外に掲出する申込者は、事前に「兵庫県屋外広告物条例」との整合について十分に調整し、掲出決定後、速やかに「兵庫県屋外広告物条例」に基づく手続きを行うものとする。

(掲出の方法)

第5条 掲出の方法は、次のとおりとする。

屋内又は屋外の区分	掲出方法
屋内に掲出するもの	壁面に設置する場合は、所定の大きさのアルミ複合版に広告を貼り付けたもの又は、紙製のポスター等を取付枠に収め壁面に強固に固定するものとする。

2 次の各号の一つに該当する場合は、掲出できないものとする。

- (1) 施設への塗装を伴うもの
- (2) 広告の表面に著しい凹凸があるもの
- (3) 発光・蛍光・反射効果を有する材料を使用しているもの
- (4) 広告に著しい厚みがあるもの
- (5) 落下その他利用者に危険を及ぼす恐れがあるもの
- (6) その他管理上支障が生じる恐れがあるもの

(掲出料金)

第6条 広告の掲出料金は、「三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例」第5条第1項第2号及び「三田市新三田駅前自動車駐車場の設置及び管理に関する条例」第6条第1項第2号のとおりとする。

(掲出期間)

第7条 広告の掲出期間は、最長2年間とする。ただし、空きがある場合は、1年間、半年間又は1箇月単位とすることができる。

2 広告の設置及び撤去は、広告掲出期間内に行わなければならない。

(掲出申込)

第8条 広告を掲出しようとするもの(以下「申込者」という。)は、要綱第7条の規定に基づく広告掲出申込書(様式第1号)に、広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 申し込みは、掲出を希望する日の1箇月前までとする。

3 同一申込者が申込みことができる広告は、一施設につき2件を上限とする。

(掲出決定等)

第9条 市長は、前条の広告掲出申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲出の可否を決定のうえ、要綱第8条の規定に基づく広告掲出決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲出決定の優先順位は、要綱第4条の規定に基づくものとし、申込が重複した場合は、抽選とし、募集期間までに申し込みのない区画については、先着順とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認められるときは申込者に修正を求めることができる。

(費用負担等)

第10条 広告の作成、設置及び撤去にかかる費用並びに広告の維持管理にかかる一切の費用は申込者の負担とする。

(掲出料金の納入)

第11条 申込者は、第9条の規定による掲出決定通知書の交付を受けた日より7日以内に市の発行する納付書により掲出料金を納入しなければならない。

(申込者の損害賠償責任等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の掲出に伴い発生した施設の破損、利用者の損害等については、自らの責任においてその損害を賠償しなければならない。

(広告の撤去等)

第13条 市長は、有料施設の管理又は業務の執行上、やむを得ない理由があるときは、掲出中の広告を撤去させることができる。この場合においては、申込者と協議のうえ、掲出料の一部を返還するものとする。

(現状回復の義務)

第14条 申込者は、使用許可期間が満了したとき及び要綱第13条の規定に基づき許可を取り消された時は、自らの責任において直に広告を撤去し、現状に回復しなければならない。

2 申込者が前項の広告の撤去及び現状回復をしない場合、市長は自らこれを撤去し、現状に回復することができる。この場合において、当該撤去及び現状回復に要した費用は、掲出申込者に請求することができる。

(広告の汚濁等)

第15条 市長は、広告の汚損、き損、滅失等について、その責めを負わない。

(広告掲出料金の還付)

第16条 広告掲出料金は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲出ができなくなったときはこの限りでない。

2 前項の規定により還付する掲出料金は、第6条の規定を適用し、その額を納入した金額から月割計算により算出するものとする。ただし、1箇月未満の日数であっても、1箇月分として計算するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

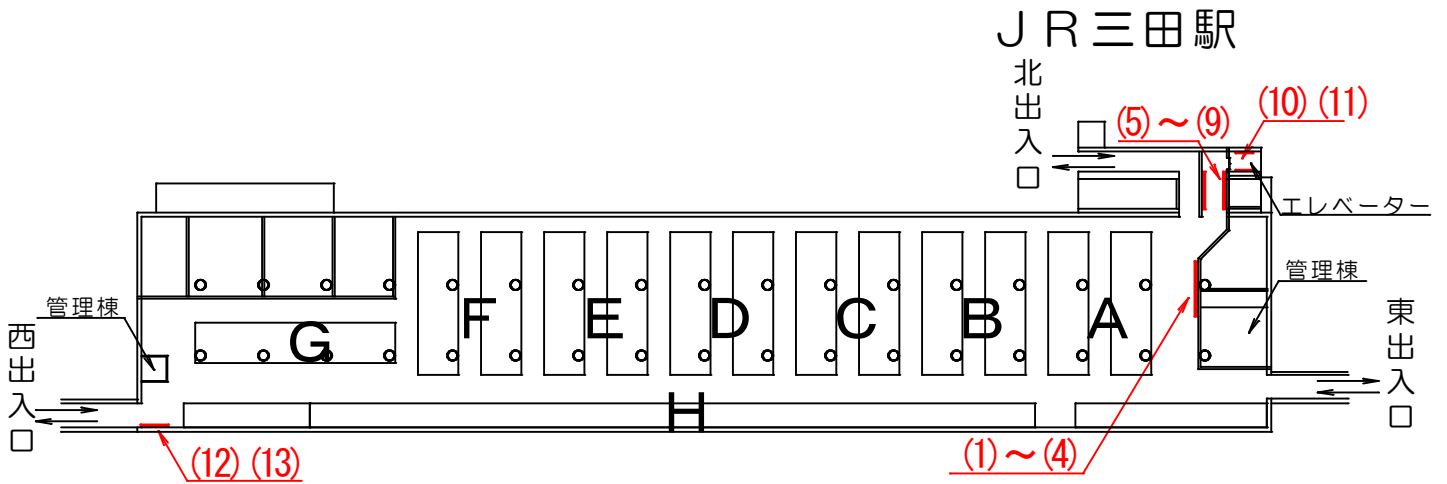
(施行期日)

1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。

2 三田市自転車等駐車場及び新三田駅前・藍本駅前駐車場有料広告物掲出取扱要領は、廃止する。

# 三田駅前地下駐輪場

# 別記 1

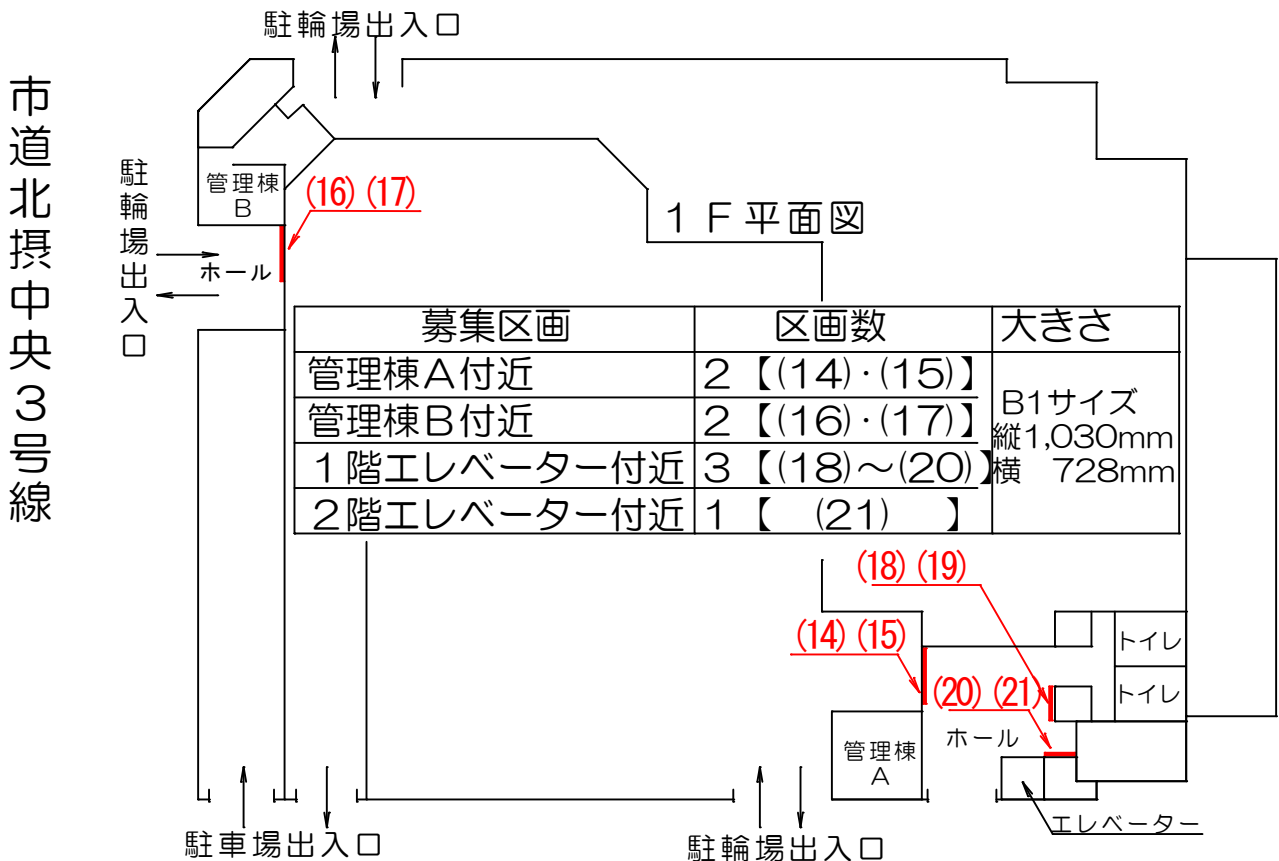


募集区画	区画数	大きさ
東出入口管理棟付近	4 【(1)~(4)】	B1サイズ 縦1,030mm 横 728mm
エレベーター付近	5 【(5)~(9)】	
エレベーター内	2 【(10)・(11)】	
西出入口管理棟付近	2 【(12)・(13)】	

# 新三田駅前駐輪・駐車場

# 別記 2

市道福島駅前線



募集区画	区画数	大きさ
管理棟A付近	2 【(14)・(15)】	B1サイズ 縦1,030mm 横 728mm
管理棟B付近	2 【(16)・(17)】	
1階エレベーター付近	3 【(18)~(20)】	
2階エレベーター付近	1 【(21)】	

新三田駅前ロータリー